

第3回長野県環境審議会廃棄物専門委員会 議事録

1 日 時 令和7年10月16日(木) 午後1時30分～3時10分

2 場 所 長野県庁西庁舎 301号会議室

3 出席者

委 員 愛田信也委員、秋葉芳江委員、岩波美雪委員、遠藤俊治委員、小松一弘委員、中村昌貴委員、中村幸宏委員

環境部 資源循環推進課長 新井隆司、企画幹兼課長補佐 中谷秀幸、企画幹兼廃棄物対策主幹 胡桃澤博司、課長補佐兼資源化推進係長 小山春美、廃棄物政策係長 田中陽如、廃棄物審査係長 高橋晴彦、主任廃棄物監視員 櫻井史郎

4 議事録

(司会：中谷企画幹兼課長補佐)

定刻となりましたので、ただいまから、第3回長野県環境審議会廃棄物専門委員会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます、資源循環推進課企画幹兼課長補佐の中谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、新井委員、梶田委員は都合により御欠席されていますので、御報告申し上げます。

本日の専門委員会は、委員総数9名のうち、出席委員は7名で、過半数の御出席をいただいておりますので、長野県環境審議会廃棄物専門委員会設置要綱第4の第2項の規定により会議が成立しておりますことを御報告します。

それでは早速ですが、これより小松委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。小松委員長、よろしくお願ひします。

(小松委員長)

それでは、ただいまから審議に入ります。

本日の議事進行ですが、まず、(1) 第2回廃棄物専門委員会における委員の主な発言等について、事務局から説明をお願いします。次に、検討項目①～③について、項目ごとに事務局から説明いただき、その後、委員の皆さんから御質問御意見を伺います。

それでは、事務局から資料1の説明をお願いします。

(事務局：田中係長から資料説明)

資料1 第2回廃棄物専門委員会における委員の主な発言等

(小松委員長)

ありがとうございました。

それでは、続いて、事務局から検討項目①、資料2の説明をお願いします。

(事務局：田中係長から資料説明)

資料2 廃棄物の適正処理の確保

(小松委員長)

ありがとうございました。

前回は、リデュース、リユース、リサイクルの廃棄物として出される前の話でしたが、今回は、その十分な対策をとったうえで出てくる廃棄物をいかに処分するかについて、第5章のところを議論したいと思います。

それでは、資料2の説明をうけて御質問御意見の時間をとります。何かありましたら、順番にかかわらず発言願います。

(中村（幸）委員)

資料にあるリチウムイオン電池についてですが、一般の県民の皆さんにはそこまで危険なものという認識があまり無いのではと思いますが、廃棄物処理施設では大変な状況になっています。2023年時点では市町村の廃棄物処理場で年間8,500件の火災事故が起きていて、民間の処分場では、報告義務はないのですが、私の聞くところによると毎日のように出火しているような状況で、これは早急に何とかしなければいけないと実感しています。

もちろん、メーカーの回収義務について国も進めてきましたが、そこまで回収できない訳で、今年、国の方で分別回収を制度化する検討が始まったということで、多分年内にはまとめるということですので、来年4月くらいには政令が何かで入るのではと思います。

長野市はすでに4月から分別回収をやるということで告知を始めていますし、もしかすると他の市町村で始まっているところもあるかもしれない。分別回収をこの中に盛り込んでいくべきじゃないか。たぶん処理計画が発表される時には、国の方で正式に決まっていると思いますので、まずそれを組み入れていった方がいいんじゃないかな。

それと、一般の方、リチウムイオン電池が何に使われているか、あまり理解されていない人も結構いるのではないかと思います。モバイルバッテリーはピンとくるが、今年流行した携帯用扇風機や充電式の電気機器はほとんどリチウム電池を使っていて、こういったものが危険なんですよということを告知するようなことを検討いただければと思います。

それと、リチウム電池は使いきって出していただくと衝撃等による自然発火はまず起こらないで、電池が残っている状態で出すとちょっとした衝撃で発火してしまうことになります。電池が終わる前に本体が壊れてしまうこともあり難しいですが、意識の中で電池を使いきって出しましょうということを、ちょっとしたアピールの中で行ってもらえばと思います。

分別回収については来年から徹底してやっていかなくてはならないと思いますので、その辺りを是非取り入れてもらえばと思います。

(小松委員長)

ありがとうございました。

(新井課長)

今の使用済みリチウム電池の適正処理の関係ですが、確かに今年の4月に環境省から都道府県を経由して市町村に御連絡させていただきましたが、市町村においても出来るだけ分別回収をするようにと方針が出ています。政令につきましては、それとは別に今までリチウムイオン電池単体のものは資源有効利用促進法で自主回収の対象になっていたのですけれども、来年おそらく政令が改正されて、単体のものでなくリチウムイオン電池が含まれた製品が自主回収対象になるという政令改正だと思います。分別回収自体が政令で位置づけられるという情報は今のところ入ってきていない状況です。

逆に私の方から聞いて申し訳ないのですが、市町村でリチウムイオン電池の処理の苦労を遠藤委員、岩波委員の方から状況を教えていただけるとありがたいのですが。

(岩波委員)

初回の時にリチウムイオン電池の処理のスキーム等について載せていただきたいという要望を挙げさせていただいたのですが、現状では、個別に住民の方からお問い合わせが来ていて、乾電池の収集日に合わせて業者さんが回収してくださることをご案内している状況で、まだまだ問い合わせも少なく対応ができていますが、今後危険性を周知するべきでありますけれども、もっと知られて需要として高まってくるかと思いますので、きちんとした計画で示していっていただきたいと思います。

(遠藤委員)

大町市も乾電池と一緒に収集している状況であり、ごみ処理施設が広域化されているため、そこの資源物収集施設の一画で回収させていただいているのと、また地域においても資源物収集日が設けられていて、その際に乾電池類と一緒にお出しitただける形で取り組んでおり、まだリチウムイオン電池のみを別途分別回収するには至っていないのが現状であります。

(中村（幸）委員)

先ほど新井課長の話で、今年の4月にすべての市町村でリチウムイオン電池を廃棄物として回収するように通知は出ています。今度、新たな制度を作ることにより実効性を向上する。そのためにどういう形になるのか、政令か何かに組み込んで回収を義務化する制度を作るということですでに検討が始まっています、2025年内に実施の方針を取りまとめるという報道があります。長野市はリチウムイオン電池とそれが入っている製品を含めてビニール袋に入れて出してくださいと、来年の4月からはごみ収集カレンダーにそのことが載りますし、住民への告知をこれから始めていくという段階に入っていますので、この処理計画が発表される時には確実に法律的に制度ができると思っています。

(新井課長)

失礼しました。年度当初はその情報が無かったのですが、最近の報道で、先週か先々週に国の方で廃棄物処理制度小委員会が開催され、そこで環境省が説明したと思うのですが、(小委員会の) 資料を見ると直接的には表現が見当たらなかったんですけれども、報道では

やはり中村委員がおっしゃったようなことが言わされておりますので、その辺を当課でもしつかり情報収集・整理して、次期計画にできるだけ踏み込んで書けるようにしたいと思います。

(中村（幸）委員)

是非お願いします。これは死活問題になっていきます。

(小松委員長)

リチウムイオン電池について論議がありましたけれども、各市町村で行われる分別回収の部分はその通りでいいのかと思います。ただ、一方で内蔵されているものが結構問題かなと感じまして、中村委員がおっしゃったとおり、どういうところで使われているかを周知するのが大事かと思います。プラスチックごみのマークのように、リチウムイオン電池が使っている製品はこういうマークを付けますよということをしていけば本当は良いと思うのですが、それは長野県で出来ることでないと思います。なので、長野県でできるのは、周知徹底でアピールすることなのかなと思いました。

他に何か御意見等ございますでしょうか。

(愛田委員)

私は長野県の人間ではなくて、千葉県四街道市という所から10年間単身赴任して長野の綿半に勤めていますが、「関東近県において、金属スクラップ等の再生資源物の不適切な保管」とありますが、それこそ私がいる四街道市がそのヤードのメッカで、住宅街から離れると、違法なものや重いもの等とんでもない量のヤードで、そこで何をやっているか分からぬという状況がありまして、大規模な火災とか土への毒物等の浸入等カオスな状況になっているのですが、その他のトラブルも起きていますので、ここはもうヤード等の規制を義務化してしまっても良いのではと思います。

(小松委員長)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(新井課長)

今の件に関しましては、千葉県はヤードの規制的な条例を制定しているかと思うのですが、関東近県でそういう状況が出てきているものですから、国の方でも法改正をちょうど検討しておりますし、来年あたりに法改正が行われるんじゃないかと私どもも想定しています。そうすると全国一律に網がかかる形になるかと思いますので、今回の計画にはその辺が間に合わないかと思いますが、法改正がされれば県としても適正に対応していきたいと考えています。

(秋葉委員)

今の一連のやり取りと繋がってくるんですけども、この計画期間内で国の様々な動きが

進んでくると思うんですね。実際リチウムイオン電池、太陽光パネル、直近の今の話題もそうですね。そういったものに対して当然県としてもやっていく、実態としてはそうなんですが、この計画の中にどのように書き込まれますか。と言いますのは、計画が社会に追いついていかないという状態になることをすごく懸念しております。実際現場で執行されていく時に、計画には書かれていないので県行政としては動きづらいということになってしまふと本末転倒になってしまふ、そこを心配してのお尋ねでございます。

(新井課長)

特に太陽光パネル、金属スクラップヤード、リチウムイオン電池、その辺のところが今、国で制度なり適正処理を検討しているところで、太陽光パネルのリサイクルについては、本当は今年度、法律が上程されるような動きでしたが少し伸びてしまっています。今年度制度化されればここにしっかり盛り込むような形で考えていたんですが、出来るだけ今回の計画に書けるだけは書き込んでいきたいと思っております。本年度中ですので、場合によっては委員の皆様の議論が終わってしまうところもあるかもしれないですが、できるだけ状況を反映するような形で盛り込んで、万が一盛り込めなくとも、制度化された場合には、計画上には明記されていなくても、しっかり対応していく必要がありますので、事業者、市町村の皆さんに周知しながら、県としても計画に無いから取り組んでいかないということでなくて、適時しっかり対応できるようにはしていきたいと考えております。

(秋葉委員)

ありがとうございます。是非そうしていただければと思います。さらに付け加えるならば、いま挙げた3項目以外にも出てくる可能性は十分あると思いますので、例えば、「社会の変遷、制度の変遷が急ピッチで進んでいるので計画に書かれていないがそういうものに適時対応していく、柔軟に対応していきます。」ということを、どこか一文入れておかれたら、県行政として執行する時に根拠はこの一文なんだと、書かれていないことに対しても柔軟にキャッチアップしてこの計画期間にやっていけるのかなと思いますので提案しておきます。

(小松委員長)

ありがとうございました。私も太陽光パネルについてお伺いしたいことがあります。資料に「令和4年から、太陽光パネル廃棄等費用の外部積立が義務付けられている。」とありますし、リサイクルは進められようとしていると思うんですけども、すでに出回っているものについてはどうなのかなというところを伺いたいです。東日本大震災以降に太陽光パネルがたくさん設置されたと記憶していますが、その時にたくさん設置された物については、リサイクルというのが想定されていないと思いますので、そういうことを考えると第4章に移行するという話もありましたが、第5章にも少し残した方がいいんじゃないかと思いました。いかがですか。

(高橋係長)

廃棄物審査係長の高橋と申します。今、委員長の御指摘の既存の太陽光パネルの処理につきましては、もともと国の方で考えていたリサイクル制度では、リサイクル費用を負担していただいて、既存の太陽光パネルについてもリサイクルしてもらうということを国では考えていました。費用の負担者の問題で法案の提出には至らなかつたんですが、どうなるかというのは県としても見守っている状況です。

(小松委員長)

リサイクルはできるけれども、お金のところはどうなるか、という状態ですね。分かりました。

(新井課長)

今委員長がおっしゃったように、今の計画でも再掲的に各章に書いてあるというところがありますので、委員長の御提案を踏まえて、第5章に適正処理の観点から書けるかどうかは検討したいと思います。

(小松委員長)

他にございますでしょうか。

(中村（昌）委員)

産業廃棄物と一般廃棄物の二つに分かれていますが、分別を周知していくという部分で、一般廃棄物が一番難しいかなと思っています。産業廃棄物の場合だと、ここにもあるようにマニフェストを切ってというところで、一回廃棄物についてどんなものかを審査して、それを適正に処理するために最寄の処理方法でということでマニフェストを発行されて処理されていますけれど、一般廃棄物はそういうことが無く、ゴミステーションに出してそれが回収されるかされないかで判断され、先程のリチウムイオン電池もそうですが、含まれている物が何なのか、リチウムイオン電池が含まれるものが出される場合は不燃物になる思います。その時に一般家庭で分別を周知するのであれば、ごみの分別シート・分別表、長野市だと9項目に分かれ、紙が細かく4つ位に分かれていますが、13が一般家庭で分別している内容になるのですが、どんどんリサイクルを進めていく、分別を促していく、という時には、分別シートの見直しも一緒に進めていただいて、一般家庭の方がよりしっかりと分別して出せるという体制を整えていただければと思います。

(岩波委員)

今の中村委員の御意見に対して市町村の状況ということで、最初の県からの質問にもリチウムイオン電池については乾電池と一緒に回収していると申し上げましたが、住民への周知としましては、リサイクルカレンダーとともに当町では分別アプリというのがあります。そのアプリの中で今日はどういうごみの分別ですよ、というものであったり、メニューの中に分別表があって検索ができます。先程のリチウムイオン電池については、年度当初は処理

困難物ということで、年度中は改正できないので処理困難物として表示をしていますけれど、購入された店頭や電気店等での回収に御協力くださいということで、また（一社）JBRCのHPより回収協力店が検索できますとしてHPに飛ぶような案内もさせていただいておりますので、市町村も毎年見直しをしてそれぞれ工夫をしているかと思いますので、そこは承知をして、実行していると思います。

(小松委員長)

ありがとうございます。何か御意見ございますでしょうか。検討項目が3つあるのですけれども、①がすごくボリュームが大きいので時間を取りたいと思っております。

(中村（幸）委員)

来年、廃棄物処理法の改正がおそらく、国の政治が不安定なところがあるのでどうなるのか分からぬのですが、通常で行くと廃棄物処理法の改正が行われると思います。そこで金属スクラップヤードの規制も盛り込まれるのはほぼ確定だと思いますが、先程千葉がメッカだとこれは本当にそうで、千葉は条例を作つてなんとか減らそうとして、そうすると条例の無いところにどんどんと入つてしまつ。それで長野県も増えてきましたというのが現状で、私どもも規制をなんとかしていただけないかと県の皆さんにもお願ひをした経過があつたんですが、これは国が法律を定めるということでほぼ確定していますので、その際はそれに準じてしっかりと規制等をしていただければと思います。

太陽光パネルは結局リサイクル法の制定を国がほぼ断念したという言い方をしていますので、今後、民間事業者の方でいかに有効にリサイクルができるか、と言つてもあれは廃棄になる部分が多いので、処理ができる体制を事業者の責務として、我々も研究を重ねていきたいと思うんですけども、それに対して県の方でもいろんな支援体制とか協働して色々なことを開発するようなことをお願いをできればと思います。そうしないと多分リサイクル法はできないのではと思いますので、我々民間と県の皆さんとの双方での協力体制を是非お願ひしたいところです。色々と国の方も制度が変わっていくと思いますのでそれに準じて、この設問は私ども直接関わっている分野でありますので、今後いろいろ御相談させていただいて、進めてたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、リチウムイオン電池、市町村の皆さんも段階的に取組をしていただいていると思います。ただリチウムイオン電池は、一般廃棄物として入つてくるもの、市町村の回収で入つてくるものと、産業廃棄物として我々の施設に混合廃棄物として入つてしまふものと、どっちが多いか分からぬようなバランスになつてゐると思います。一般廃棄物で入つてくるものは来年以降、各市町村で国が方針を出してくると、分別回収をする仕組みを作つていただけると思いますが、民間の産廃処理施設に入つてくるものというのは結構でたらめな状態で入つてくる。それを破碎機にかけた途端に発火してしまう状況ですので、こういったものはリチウムイオン電池が使われているので一緒にしないで下さい、とアピールすることは重ねてお願ひできればと思います。

(小松委員長)

ありがとうございました。リチウムイオン電池は安全性の問題があるので、是非どういう物に使われているかというところをはっきりとアピールしていただきたいということでした。

私からも、質問があります。先程、廃棄物条例の話がありましたけれども、これを運用していくという話でしたが、この条例はいつ頃制定されたのですか。

(高橋係長)

平成 20 年 3 月に条例が公布されまして、施行は平成 21 年 3 月となります。

(小松委員長)

結構時間が経って状態もいろいろ変わってると思うのですが、現状に合わせた更新等は今のところは必要ないと判断されますか。

(高橋係長)

今のところ、担当としては特に何か支障が生じているというところは無く、適切に運用されていると考えております。

(小松委員長)

他に御意見ございますでしょうか。

(秋葉委員)

一つお尋ねと一つ意見です。質問の方は 12 ページに「阿智村伍和地区の県有地を適正に管理する」と計画に記載するとありますが、地元の御理解はいただけているのか。計画期間内は特に動かさないということかと思いますので、そのあたり地域の皆さんを受け止め状況、これが質問です。

二点目は先程からも出ておりました、一般廃棄物の分別をもう少し促してはどうかというお話をございました。私も同感です。県外ですけれども、かなり業績を伸ばしている廃棄物処理事業者さんに視察に行ったときに、現場を見て思ったのは、産業廃棄物はきちんと分別されて、ある程度有価物として出てくるのですが、やっぱり一般廃棄物がごちゃ混ぜになつてるので、それを資源化するのは非常に難しい。一般廃棄物を自治体でかなり分別していくだけだと、お金を払うということも可能なんですということは、事業者さんからもそんなお話をございました。翻って広域処理をして、今回 10 数ブロックに分かれてくる訳なんですが、県の方も分別を進めるということをそれぞれの地域にメリットがあるんだということも含めて、旗を振っていただけると進むのではないかと思います。

(新井課長)

最初の御質問の阿智村の用地の関係ですが、先日、県としてこういう方向で考えていくと

いうことを阿智村と地元地区の皆さんにお話をしてきて、御理解をいただいていると認識しております。計画策定時に限らず、毎年、阿智村を訪れて県内の（廃棄物の）状況を説明した上で意見交換をしております。今回の計画に合わせて先日御説明させていただいて、御理解はいただいていると認識している状況でございます。

(小松委員長)

ありがとうございました。この阿智村の最終処分場というのは新しく作られるということでお出しされているのでしょうか。他にも最終処分場はあるということでしょうか。

(新井課長)

公共関与につきましては、以前は4地区で検討していて、2地区に絞られて、最終的には阿智村の1地区に絞られたというところで、阿智村だけが予定地として管理している状況でございます。

(小松委員長)

長野県全体の廃棄物の最終処分場が阿智村ということですか。

(新井課長)

公共関与の予定地として検討しているのは阿智村だけで、あとは民間の最終処分場がいくつかありますので、そこで処分されているという状況でございます。

(小松委員長)

他にございますでしょうか。資料の細かいところなんんですけども、10ページのところ(2)産業廃棄物の適正な処理体制とありますて、13ページに(4)とあるんですけども、(3)がどこにどこにあるかと思いまして。

(田中係長)

失礼しました。誤植でございまして、(4)が(3)でございます。

(小松委員長)

他にございますでしょうか。

(愛田委員)

ここでの発言が適正かどうか分からぬんですけど、県外から来た人間にとって、長野県のこの時期になるとすごいなと思うのが野焼きなんですね。畑、田んぼを見るとそこらじゅうで狼煙のように煙が上がっている。それはそれでいいのかなと思うんですけども、13ページの(4)廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視とありますが、一般廃棄物として見たときに、畑で明らかに白い煙じゃなくて真っ黒な煙を出して、これプラスチック燃や

しているなという、確証はないんですけども、臭いで分かるし、布団にもそういう臭いが付いてしまって分かるときがありますが、一般廃棄物の処理のところに、野焼き等は長野で認められているかどうか分からないですけども、その辺のプラごみとか分別すべきごみの焼却に関して言及すること、住民の立場で考えた時にガイドとして加えた方がいいんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

(新井課長)

野焼きの関係は後で出てくる検討項目③の不法投棄等のところで触れさせていただいております。今回は概要なので一歩くらいなんですけども、計画の中では文章化して、基本的に野焼きというのは禁止ですから、そこが分かるような形でお示しできればと考えております。

(小松委員長)

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

私から一つお伺いしたいことがあります。産業廃棄物のところで不適正処理というものが出ていまして、不適正処理とはどういうものなのでしょうか。法律違反的なものなのかなと思うのですが、具体的な例を挙げていただけるといいのですけれど。

(胡桃澤企画幹兼廃棄物対策主幹)

いろんな基準が政令で定めておりまして、保管基準とか、施設の維持管理基準違反とか、一番多いのは過剰保管というのが顕著でして、保管基準に適合しない保管がなされている、それから保管する量も、中間処理業者で言いますと、施設の処理能力の14日分というのが基本的ありますと、それを超える多量の廃棄物があるとか、そういったものが多い事例だと思います。あとは保管基準違反に比べれば少ないですけれども、施設の維持管理がきちんとなされていないというケースもあります。やはり財力が無くて片付かないという案件が県内各地にございまして、なかなか解消するのが難しいといった現実がございます。

(小松委員長)

ありがとうございます。不適正処理が意図的にされているのかどうかというところが気になります。資料には行政処分、刑事告発とか色々書いてあって、取り締まりのような感じになっているんですけども、もし意図せず分かっていなくてやっているということであつたら、どちらかというと指導というか、これは良くないということをはっきりアピールする程度でもいいのかなと思います。現状がどうなのか。意図してやっているとすれば、いくら取り締まつても、いたちごっこみたいになってくると思うので、このあたりまずは現状を把握していただくのがいいのかなと思いました。資料では産業廃棄物業者がすごい悪者のように書かれてありますが、産業廃棄物を処理してくれている業者でもありますので、対応を誤ると元も子もなくなってしまうかなという気がいたしまして、申し上げた次第です。

他に御意見ございますでしょうか。

ありがとうございました。色々御意見たくさん出されましたけれども、リチウムイオン電池、ヤードの規制、太陽光パネルについて意見が出されております。御意見を反映して廃棄物処理計

画を作っていただければと思います。

時間になりましたので、御意見無いようでしたら、引き続き、検討項目②、資料3の説明をお願いいたします。

(事務局：田中係長から資料説明)

資料3 災害時の適正処理体制の確保

(小松委員長)

ありがとうございました。

それでは、資料3について、御質問御意見の時間をとります。何かありましたら、順番にかかわらず発言願います。

(中村（幸）委員)

災害廃棄物の処理については、私ども協会の主たる目的は資源循環ですが、今最も力を入れて取り組んでいるのは災害廃棄物対策であります。現実的に起こるということはあるか分からないので、発生しないに越したことないですが、ただ今の気候状況からいくと、特に地震はいつ発生するか分からないような状況ですので、平時のときにしっかりと対応しなければいけない項目だと思います。

ここに書いてありますが、私ども台風19号災害と昨年の能登半島地震等を踏まえて、重要なのは仮置場を速やかに設置して運営する。そのために事前に候補地をしっかりと確保することが必要だということで、県の皆様にも色々とお話をさせていただいて、各市町村でもだいぶその選定は進んでおられると思います。この表にもあるんですが、小規模な村ですとかなかなか難しい部分はあろうかと思いますが、市であったり、ある程度の規模の町では、確実に仮置場の候補地を選定していただき、それぞれの市町村の事情があるのは重々分かるんですが、住民に告知してもらいたい。公表することによって住民の皆さんの意識も高まりますし、初動のスピードも早まると思います。私ども協会としましても、県の資源循環推進課の皆さんと今月から仮置場の現地視察を、市町村の担当者も含めまして行うことになります。数年で市は全部行くと思います。また、主な町については全て現地の確認等の作業をしていきたいと思いますので、そのためにも各市町村で候補地をしっかりと選定していただき、できれば公表をしていただきたい。公表ができない、なかなかしづらいというのは、住民の皆さんのが、自分の住んでいる近くに仮置場ができるといやだなあという住民意識を考慮して公表しないことが原因の一番かなと思うのですが、廃棄物処理施設もそうなんですが、一般廃棄物処理施設にしろ、民間の処理施設にしろ、無くてはならないものですが、自分の近くにあると反対してしまう。それと同じで、実際に起きたときに仮置場が無かったら復旧が全く進まないわけですので、絶対必要なものですが、自分の近くにあつたら困るというそういう意識があると思いますが、こういったものは必要なんだということを住民の皆様に分かってもらうためにも、仮置場については公表をできればお願いしたい。それによって、我々も現地を見させてもらったときに大型車が入れるとか入れないとか、近隣にどういった

ものがあるかとかも含めて事前に把握をしておかないと、いざというときに動きがとれないということもありますので、仮置場については、今後、各市町村の皆様にも是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それと、災害が起きたときに廃棄物は莫大に発生しますが、資料にも書いてありますが、できるだけ再資源化するという、これは今の時代、廃棄物を再資源化することは最優先するべきことですので、その技術についても民間だけでできるものではないので、今後災害が起きたときにどういった再資源化をしていくのかということも事前に研究なり、情報共有をしていければと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(小松委員長)

ありがとうございました。他に御意見ございますでしょうか。

(岩波委員)

町の状況について知っていただきたいなと思うのですが、書いていただいている内容も全て必要なことで計画に盛り込むことはいいと思いますし、中村委員のおっしゃることもよく分かるんですが、当町は町としての規模は大きいんですけども、土地のほとんどが山林で、平地の市街地が少なくて、平らな空き地となるようなところも少ない状況です。仮置場の候補地はいくつか選定はしておりますが、参考資料にあるような仮置場の候補地の状況の必要面積、推計した災害廃棄物発生量の全量を仮置きするのに必要な面積に対して用意できる用地が非常に少ないというのが現状です。住民に対する配慮以前にそういう土地がない。候補地の種別で、運動場、公園や駐車場とありますけれども、いくつか候補を集めても50%に全然届かない状況でございます。また、災害によっても、水害であったり、地震であったり、局所的な豪雨で一部の地域だけが対象になったり、災害によって使える場所も実際は変わってくると思いますので、初回の会議のときに目標を定めるのは厳しい内容の方が良いという話も出たところですけども、そんな事情もあることも踏まえていただきて、用意できなければ広域的な近隣の市町村と協定があったり、県の所有する土地を候補に段階的に入れさせていただくとか、柔軟性も持たせていただいて、実際にはそうなると思うんですけども、災害毎に使える場所も変わってくると思いますので、柔軟性も持たせていただけるとありがたいなと思います。

(小松委員長)

ありがとうございました。私のからもお伺いしたいことがあります。いろんな災害があると思いますが、ここでは水害と地震を想定しているような感じでしょうか。

(田中係長)

計画に記載する上でどういった災害を想定するかという意味では、地震災害と大雨等の水害というのはあると思います。ただ、昨年度実施した仮置場のアンケートについては、基本的には地震を想定して災害廃棄物がどれだけ出るかを、県の計画であったり、若しくは市町村さんがそれぞれ独自で算定したものをベースにして、どのくらい面積を確保できていますかという形になります。

(小松委員長)

全体的に事前の備えが大事だということで、施策の展開に書いてありますけれども、水害と地震で大きく違うのは、地震は全域で準備しないといけないんですけども、水害の場合は準備しなくともいいところがあります、地域が限られているので。ですので、水害対策というところでは、ハザードマップを活用する、重点的に対策しなければいけない地域を予め決めておくと効率的に進められるのかなと思いました。

あともう一つお伺いしたいのですが、3ページ目の災害応援協定とありますて、ごみやし尿に関わることが書いてあります。し尿は災害のときには廃棄物として扱われることになるのでしょうか。

(田中係長)

し尿については、災害時に関わらず廃棄物扱いになります。

(小松委員長)

仮設トイレを設置したりとかそういう話ですか。

(田中係長)

そうです。

(小松委員長)

し尿の対策が施策の展開や取組のところに単語が見当たらないので、お伺いしました。実際に災害に遭われた方にとって、倒壊した家屋の廃棄物の回収も大事ですけれども、一番すぐにやらないといけないのはし尿の回収かと思います。事前準備のところに盛り込んでもいいのかなと思いましたが、そのあたりいかがでしょうか。

(新井課長)

し尿の処理につきましては、どちらかというと避難所運営の観点かと思いますので、この計画にどうするかというのは検討させていただきたいと思います。

(小松委員長)

大きな廃棄物を扱うということですね。分かりました。

中に公費解体を迅速にとあります。実は私、阪神淡路大震災で被災しておりまして、自宅が全壊したんですけども、その時は公費解体したか分からぬですが、迅速にやるには全壊とか半壊の診断の迅速化が大事だと思いました。判断を迅速にすれば公費解体もすぐできるかなというところも検討してみていただければと思いました。

他に御意見ございますでしょうか。

(秋葉委員)

先ほど想定しているのが地震と水害で、仮置場に関しては地震を想定してアンケートを取られたということでした。実は福祉の分野で広域の議論の場に最近関わさせていただいたんですが、富士山の噴火を想定して、その時の避難、とりわけ社会的弱者の方々をどう広域で面倒を見ていくかという論点がございました。関東の最新の状況が不案内なんですが、富士山噴火災害に対して、人が当然動いていく。その時に千葉の方だったと思うのですが、「人の動き方とすると、長野県というのは非常に関東から行きやすい。東海が当然通れないでの、南海東南海とは違うシチュエーションというのを私たちは想定しています。なので、長野県とどういうふうに連携していくかということを議論したい。」という問題提起がありまして、なるほど、そういった観点もあるのだなと改めて気付いた次第でした。火山灰を処理するということを長野県が心配することはあまりメインではないかと思うんですが、地震、水害以外でも災害大国なので、大規模な災害があり、とりわけ首都圏は非常に人口ボリュームが大きいので、そういうところから間接的に長野の方に来るということがあり得るということは、少し考えておく必要があるのかなと。そうして見た時に関東地方知事会 10 都県、このあたりは連携の対象になるのかなと思うのですが、関東の方でどのような議論をされているかというのをキャッチアップしていただいて、長野として心積もりをしておくということは考えておいていただくのがよいかなと思いました。

(小松委員長)

ありがとうございました。他の地域で災害があったときにいっぱい人が来ると、廃棄物の量も増えるということで、その対策というのは念頭に置いた方が良いではないかという御意見かと思います。何か検討されていることはありますでしょうか。

(新井課長)

今回の計画だと、災害廃棄物処理の観点が主になるかと思いますが、富士山の噴火といったところは危機管理部局が窓口になるかと思いますので、そういったところでどういった対策を検討していくかというのは、このような御意見がありましたということを紹介しながら聞いてみたいと思います。

(秋葉委員)

先ほど岩波委員からお話をあった点と関連するのですが、基礎自治体に仮置場を確保してくださいというのは現実的に傾斜地が多くて無理だというのはあり得る話で、そのときに、県の役割は何になるのかということは明記をされた方がいいのではないかということです。具体的には、県が調整役を担いますという役割が一つ。もう一つはそれぞれの近隣の自治体さんで調整をなさってください、その後押しくらいまでは県がしますという役割。どちらのスタンスを取るのか。いずれにしても地形的に場所がないというのは現実で、とは言え、実際瞬間に膨大な量の災害ごみが出ますので、いずれかの方法で処理をしないといけない日は来る。その時に備えてどう県が役割を果たすのか、ということは計画の中で書いておく必要があるのでないかなと思います。私自身も委員長と同じで阪神淡路大震災の体験者で、一瞬にして膨大な量が出ます。あの時にはかなり難しい処理をされていたようなところもありますが、あれから 30 年経ちますので、是

非そういうところは備えていただきたいな、そういう計画にしていただきたいなと思います。

(小松委員長)

他に御意見ございますでしょうか。無いようですので、検討項目③、資料4の説明をお願いしたいと思います。

(事務局：田中係長から資料説明)

資料4 廃棄物の不法投棄等の防止

(小松委員長)

ありがとうございました。

それでは、資料4について、御質問御意見の時間をとります。何かありましたら、順番にかかわらず発言をお願いします。

野外焼却が禁止されているということですけれども、勉強不足で恐縮なんですが、これは法律で禁止されているんでしょうか。

(胡桃澤企画幹兼廃棄物対策主幹)

廃棄物処理法の第16条に焼却禁止という規定がございます。政令で例外規定がございまして、農業の廃棄物等やむを得ないものの焼却は例外規定がありますが、農政でも指導はしていますけれども、だからといって好きに燃やしていいということではなくて、生活環境保全上支障があるものは不法焼却とみなすということの環境省の見解もございますし、近隣に迷惑をかけないように、という指導も実際行われているところでございます。

(小松委員長)

田んぼや畠で野焼きをよく見かけるんですけども、それが例外ということであれば、例えば例外の時は何か申請をするということはあるんですか。

(胡桃澤企画幹兼廃棄物対策主幹)

そういうことはございません。ただ、プラにつきましては燃やしていいということではなくて、農政サイドでもいわゆる農業マルチの焼却というのは過去には結構ありまして、それは焼却しないようにという指導があって、大分プラの焼却は減ったのではないかと思っています。ただ、草木や剪定枝、稻わらは焼かれるケースがございます。従前から農業の一環として行われているいわゆる土手焼きというのもありますので、そこは程度問題もございます。基本的に生活環境保全上支障の無いようにというのが前提で、かつやむを得ないものというのが法律上の規定でございます。

(新井課長)

補足ですが、野焼きの時、場合によっては消防法の規定で届出か何か必要な場合があった

ような気がします。

(遠藤委員)

行政サイドから申し上げますと、野焼きの苦情は頻繁に電話が寄せられる案件であり、先ほどご説明があったとおり、基本的には農作業に関わる部分については、一定程度認められていますが、近隣住民に迷惑をかけない時間帯ですとか、風向きに配慮したうえで行うのが基本となります。先ほどの黒い煙については、農作業ではまず出ないので、それは明らかにプラスチック類などが燃やされているので、そのようなケースを見かけた際は、行政としても注意をしますし、場合によっては警察、消防が現地へ出向き、調査を取るような案件に繋がることもあります。また、事前に消防署へ届け出ることは決していけない行為ではないので、地域のおんべやどんど焼きを実施する際に届出をしておくことで、消防署においても、その地域でそのような行為が行われているということを把握でき、何も知らずに現場に来て注意されるようなことにはならないので、基本は届け出ておくことを推奨しております。特に今の時期、燻炭などで、一晩中煙突から煙が出ていて困るという苦情も何件かありますが、これは農業系の焼却となるので、その際は農政サイドから事業者に対して配慮を促すなど、事前に環境サイド以外からも周知を図り、適正な処理をお願いしている状況にあります。

(小松委員長)

ありがとうございました。他に御意見等ございますでしょうか。

先ほど、県外から持ち込まれるということがあるということで、ブラックリストというようなものを共有したりすることはあるのでしょうか。

(胡桃澤企画幹兼廃棄物対策主幹)

ブラックリストというのは、不適正処理という意味でしょうか。

(小松委員長)

そうです。

(胡桃澤企画幹兼廃棄物対策主幹)

通常の車両点検というのは、通行している産業廃棄物を運搬しているであろう車両を見つけるときに、警察の協力を得て誘導して調べたりしますが、よほど常習犯でない限り見つけるのは難しいところだと思います。

(小松委員長)

先ほど、千葉では条例があるということで、そうすると条例の無いところに行くというような話がありましたけども、一つ一つ取り締まっていくと、いたちごっこ的な感じになってしまって、なかなか事前の対策が難しいのかなと思いました。だったら事前に対策できる方策は無いのかなと思いました、一つの例として申し上げたんですが、具体的な取組はありま

すでしょうか。

(胡桃澤企画幹兼廃棄物対策主幹)

基本的に産業廃棄物については、越県に対する規制が一切無いのが基本です。都道府県によつては、搬入規制をしているところもありますが、国の考え方は、適正であればどこに持つて行ってもいいというものです。全ての車両を監視することは難しいので、先ほど申し上げました車両点検を行うですか、不適正な処理がなされている、処理というものは施設における処理だけでなく運搬も入りますので、そういう情報を得た時は立入検査を実施するなど、情報が得たところについては確実に対応しているということでございます。

(小松委員長)

一つ一つやっていくしかないということですね。

他に何かございますでしょうか

(中谷企画幹)

今の件で補足しますと、他県からの持ち込みというのは夜間にこっそり峠に捨てられるということがあるので、県では夜間パトロールというのをやっておりまして、パトロールして周っているということを見せることによって抑止効果を図るように、毎月各地で行っているところでございます。

(小松委員長)

時間帯を絞るということで、効果的、効率的な取組かと思います。

(新井課長)

検討項目①の廃棄物の適正処理の確保の3ページに書いてありますが、立入検査を実施して未然防止、早期発見が大事だと思っておりますので、普段から立入検査でパトロールしてなるべく持ち込まれないようにする。万が一、持ち込まれてしまったことが確認された場合は、指導したり厳正に対応するということをやっていきたい思っております。

(小松委員長)

ありがとうございました。

(中村（幸）委員)

廃棄物の不法投棄のことですが、昔は産業廃棄物の不法投棄がものすごく多くあります、その後、県の指導や警察の指導もあって、我々の意識改革もあって、今は産業廃棄物の不法投棄というのはかなり減ってきていると思います。不法投棄というよりも、不法集積というのは捨てたんじゃなくて山積みにしちゃったというのは見受けますが、産業廃棄物の不法投棄、純粋なものは大分無くなってきたのかなと思います。どちらかというと、一般廃棄物

のポイ捨てであったり、そういうものは昔より減ったかも知れませんが、急激に減っていく状況ではないと思いますので、ここに環境美化活動の文言が書いてあります。一般廃棄物については県民の皆様の意識を高めて、環境国、環境県ですので、みんなできれいにしましょうよ、ごみを捨てたりしないで捨てられたごみがあれば拾いましょうよ、というような啓発活動を、市町村の皆さんにもお願いするのも必要かも知れませんが、県の方でもアピール活動を力入れてやってもらえばと考えますので、御検討の程よろしくお願ひしたいと思います。

(小松委員長)

他にございますでしょうか。事務局の方から何かありますか。

(新井課長)

ありがとうございます。災害廃棄物の処理に関してまして、仮置場の事前公表の話ですか、なかなか50%といつても土地がないという話もいただきました。

公表については、市町村で個別に色々な事情があるというのは聞いております。先ほども話が出たように近くに（仮置場）あるというのは住民が不安というのもありますし、事前に公表してしまうと普段から持ち込まれてしまうとか、災害が発生したら準備が整う前に入ってきててしまうというところを懸念しているという声も聞こえていますが、ただ漠然と公表していないという市町村も一部見受けられますので、そういうところには公表している市町村がこういう考え方でやっていますというような情報提供をして公表を促すような取組をしている状況でございます。土地がないというのは物理的に厳しいと思いますので、県としても近隣の市町村との連携を提案したり、場合によっては、少ない土地でも搬入したらすぐに搬出できる体制を構築してもらうなどの提案をしながら、一緒に市町村の方と考えていきたいと思っております。

(小松委員長)

災害廃棄物の仮置場は、未来永劫ずっと廃棄物があるというわけではないというところもポイントかと思いました。普段は空き地なわけですよね。災害時には一時的に色々な廃棄物が置かれるということで、安全性を確保するにはこれ以上は置かないようにするとか、その場所にどれだけまで置いていいかとか決めておくのが事前準備としてはいいと思いました。

自分で言ってて気になったんですけども、普段空き地なわけで、それは住民の方にとつてはどういう思いなのか、治安の問題があるのかなもと思いましたが、そういうのは住民の方は意識されていないんでしょうか。

(田中係長)

資料3の5ページに、昨年度実施したアンケートの調査結果を掲載しております、その右側に候補地の種別を掲載しております。選定した候補地がどのような土地かをアンケートで聞いたところ、運動場ですか公園、駐車場で、平らなところですけれども、普段はそ

いった用途で使われています。空き地も 61 ありますが、多くは運動場や公園ということで管理されている土地なのかなと考えてございます。

(小松委員長)

平常時は問題ないということですね。分かりました。

それでは、本日の審議はこの程度といたしますけれども、その前に全体通して、何か御意見、御提案等ございますでしょうか。既に全体の少し議論始めているんですけども、何かありましたらお願いいいたします。

それでは、本日の審議はこの程度といたしますけれども、本日の会議終了後、質問・意見等がありましたら、事務局に 10 月 23 日頃を目途としてメールをお送りください。

それでは、以上で本日予定しておりました議事内容は全て終了いたしました。皆様の御協力、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、議長の務めを終わらせていただきます。

(司会：中谷企画幹兼課長補佐)

小松委員長様、委員の皆様ありがとうございました。

次回の会議日時等について、御連絡申し上げます。

次回は、11 月 6 日木曜日の午前 9 時 30 分から、会場は県庁議会棟第 1 特別会議室を予定しております。議会棟は本庁舎の南側にございます。1 階から入った場合は、左に曲がりながら行っていただくと議会棟がございます。一番奥の方にエレベータがありますので、3 階に上がっていただきますようお願いいたします。委員の皆様には追って、正式に御通知申し上げます。また、先に委員の皆様から御提出いただいております旅費等精算用経路届について、前回の経路と異なる場合は、お手数ですが、10 月 23 日木曜日を目途に事務局へメールで御提出ください。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。